

○松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付要綱

令和7年3月24日

告示第147号

(趣旨)

第1条 この要綱は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号。以下「法」という。）第3条の基本理念に則り、学校に通うのが困難な児童生徒が、学習活動を行う場として民間の施設又は団体を利用するために要する費用の一部を支援し、当該児童生徒の保護者の負担軽減を図るため、予算の範囲内で松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、松本市補助金交付規則（昭和37年規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱で使用する用語は、法で使用する用語の例によるほか、次に定めるところによる。

- (1) 対象児童生徒 心理的、情緒的、身体的又は社会的な要因・背景により、登校しない又は登校したくてもできない状況にある児童生徒のうち、病気及び経済的な理由により登校しない又は登校したくてもできないものを除いた不登校児童生徒をいう。
- (2) 保護者 フリースクール等を利用している対象児童生徒の父若しくは母又は対象児童生徒が利用しているフリースクール等に対して第4条に規定する利用料を納入している者をいう。
- (3) フリースクール等 長野県が定める信州型フリースクール認証制度実施要綱の規定により、認証を受けている施設又は団体をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす保護者とする。

- (1) 申請日時点において市内に住所を有すること。
- (2) 市税に滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象児童生徒に係るフリースクール等の利用料（入会金、教材費その他市長が別に定める費用を除く。以下同じ。）とする。ただし、対象児童生徒にフリースクール等の退所等に伴う返戻金が生じた場合においては、当該返戻金の額を控除するものとする。

2 補助金の交付の対象となる期間は、規則第4条の規定による補助金の交付の決定を受けた日（以下「交付決定日」という。）の属する月（交付決定日の属する年度の7月31日までに当該決定を受けた場合にあつては、当該年度の4月）から交付決定日の属する年度の3月までとする。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、各月の補助対象経費（複数利用月分の利用料を一括で支払った場合にあつては、当該支払額を利用月数で除して得た額）の2分の1以内の額（複数のフリースクール等を利用する場合にあつてはそれぞれのフリースクール等ごとに算出した額）を合算した額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、1月当たり15,000円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第2号の書類については、市が市税に関する公簿等の閲覧又は調査を行うことに対して同意した申請者は、その提出を要しない。

(1) 対象児童生徒が利用するフリースクール等の利用料の額が確認できる書類

(2) 市税に滞納がない証明書

(3) その他市長が必要と認める書類

（交付決定）

第7条 市長は、前条の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定した場合において、必要と認めるときは、補助金の概算払をすることができる。この場合において、前項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金概算払請求書及び松本市フリースクール等利用状況報告書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（申請内容の変更等）

第8条 交付決定者は、第6条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付変更申請書（様式第4号）に、関係書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めるときは、松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金交付変更決定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、当該年度の末日までに、松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金実績報告書（様式第6号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 松本市フリースクール等利用状況報告書（様式第3号）

(2) その他市長が必要と認める書類

（補助金の確定）

第10条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、松本市フリースクール等利用児童生徒支援事業補助金確定通知書（様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第11条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができ。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認める行為があったとき。

（補則）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年6月15日告示第365号）

この告示は、告示の日から施行する。

- 様式第1号 (第6条関係)
- 様式第2号 (第7条関係)
- 様式第3号 (第7条、第9条関係)
- 様式第4号 (第8条関係)
- 様式第5号 (第8条関係)
- 様式第6号 (第9条関係)
- 様式第7号 (第10条関係)